



高額医療・高額介護合算制度について

『高齢医療・高齢介護合算制度』とは、計算期間（8月1日～翌年7月31日）の医療費と介護サービス利用費の合計額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた部分を支給するというものです。上限を超えた額を医療と介護の負担割合に依りて割り振り、医療保険者と介護保険者それぞれから支給します。

国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者の方 対象の方には町から申請書を送付します。

被用者保険加入者の方 町から申請書を送付致しませんので直接町へお問い合わせ下さい。

後期高齢者医療制度

担当 役場保健福祉課  87-2161

- 対象者：①75歳以上の方。（申請不要）※75歳の誕生日までに被保険者証を郵送します。
：②65歳以上で寝たきり等の一定の障がいがある方。（申請必要）
- 高額療養費制度：1ヶ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請により払い戻されます。
- 受診の際は、『被保険者証』を必ずご持参下さい。

高額介護サービス費の支給

担当 役場保健福祉課  87-2161

- ◆介護保険サービスを利用した場合、利用金額の1割を利用者が負担しますが、この利用負担が高額にならない様に一定の上限が決められています。この利用者負担の上限を超えた分が『高額介護サービス費』として、後から支給されます。該当する方にはご案内と申請書をお送りします。
- ◆介護保険高額介護サービス費支給申請書が届きましたら、申請書に必要事項を記入、押印のうえ、申請してください。1回申請すると、次回から該当する月分は自動的に指定口座に振り込まれます。

オムツ代の医療費控除について

担当 役場保健福祉課  87-2161

医療費控除とは、医療費の合計が年間10万円以上または所得金額の5%を超えた場合申告すると所得税の一部が還付される制度です。

- この医療費には医師が必要と認めた紙オムツ、失禁用パット等の購入費も認められます。
- 対象は、傷病により概ね6カ月以上にわたり寝たきり状態である、又は医師にオムツの使用が必要と認められた方となります。
- 手続きにはオムツ代であること、使用者の氏名が記載された領収書（医師が証明書であると認めた日からのもの）とかかりつけ医師によるオムツ証明書（要介護認定者は2年目以後は主治医意見書の写し等も可）が必要です。

担当 役場税務財政課  87-2113